

まずは相談

**固定電話が使えなくなる？**

**IP電話への移行に便乗した勧誘にご注意ください！**

大手電話会社の子会社を名乗る事業者から、「2020年以降アナログ回線が廃止される。今の電話が使えなくなるので光回線に切り替えませんか」、「アナログ電話が使えなくなるので、デジタル電話への切替工事が必要になります」、「このあたり一帯で回線の切替工事があり、今までの電話機が使えなくなります」などと電話がきたという相談が寄せられています。IP電話への移行後も、現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。

また、設備切り替えに伴う手

続きや工事も不要です。

そのほかにも様々な勧誘文句で営業をする業者もいますので、注意しましょう。

どうしたらよいかよく分からなければ、その場では返事をせず、家族や周囲の人に相談しましょう。

不審に思うことがあれば、下記の問い合わせ先へご相談ください。

- NTT 東日本0120(815)511
- NTT 西日本0120(190)022

受付時間は、午前9時から午後5時までです（年末年始を除く）。

わからないことや不安なことがありましたら、消費生活センターにご相談ください。

**市消費生活センター専用ダイヤル ☎(44)4883(市役所2階)**

■相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時

※来所での相談の場合は、事前に電話でご予約ください。

※土曜日の電話相談は県消費生活センターへ ☎028(625)2227

**「パタハラ」を知っていますか？**

女性が妊娠・出産・育児に関して職場で不当な扱いを受けることを、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）といいます。では、男性が育児休業申請を却下されたり、嫌がらせを受けたりすることを、何というのでしょうか？

正解は、パタニティ・ハラスメント（パタハラ）です。育児休業や短時間勤務等の制度は、働きながら子どもを育てようとする人の強い味方ですが、取得するためには、職場の理解が必要です。「職場の迷惑になるから」「出世や査定に影響するのでは」と考え、取得をためらう人もいます。女性だけでなく、男性も、育児に主体的に関わる存在として尊重され、休業取得の権利を有効に活用できるよう、パタハラを職場全体で防止していきましょう。

わかるかな？

**まちがいさがし**

▼しもつけ燈桜会

2枚の写真には違っているところが3つあります。みつけてみてください。（印刷の汚れは除く。）  
※答えは42ページ下段

